

新潟市家庭ごみ収集運搬業務の委託契約に関する要綱

(趣旨)

第1条 家庭ごみの収集運搬を新潟市が直営で行っている区域の収集運搬業務及びこの要綱の定めによって委託契約を行った区域において、入札により家庭ごみ収集運搬業務の委託契約を行う場合は、別に定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(契約の締結)

第2条 家庭ごみ収集運搬業務を委託しようとする場合は、次の各号に掲げる場合を除き、制限付一般競争入札（本市が入札に参加するものの資格を定めて行う一般競争入札の方式をいう。以下「競争入札」という。）の方法より家庭ごみ収集運搬業務に係る委託契約を締結するものとする。

- (1) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (2) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (3) 競争入札に付し入札者がいないとき
- (4) 落札者が家庭ごみ収集運搬業務に係る委託契約を締結しないとき

(入札参加申請者の資格)

第3条 競争入札に参加するもの（以下「入札参加申請者」という。）は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 新潟市において、一般廃棄物（汚泥、し尿等液状のものを除く。以下同じ。）の収集又は運搬について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法律」という。）第7条第1項、又は新潟市内を対象区域として、法律第6条の2第2項若しくは第3項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬を委託されている者であることであること
- (2) 新潟市内に本店を有し、3年以上一般廃棄物の収集又は運搬に係る業務の経験を有する者であること
- (3) 一般廃棄物の収集及び運搬の用に供する車両の保有台数について、入札公告において示す基準を満たすこと
- (4) 一般廃棄物の収集又は運搬に従事する常勤の従業員の数について、入札広告において示す基準を満たすこと
- (5) 一般廃棄物の収集運搬業務を的確にかつ継続して行うに足る財政的基礎として、以下の要件を満たしていること
 - イ 利益が計上できていること
 - ロ 債務超過の状態でないこと
- (6) 委託業務を自ら行う意思を有する者であること
- (7) 法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと
- (8) 市税及び法人税の滞納がないこと
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きを開始していないこと

(10) 別表各号に掲げる事由に該当しないこと

(11) 委託業務に関し確実な履行が期待できないおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと

(競争入札の公告)

第4条 市長は、競争入札により家庭ごみ収集運搬業務に係る委託契約を締結しようとする場合は、競争入札の日の20日前までに次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 競争入札に付すべき業務

(2) 予定価格

(3) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(4) 契約条項を示す場所

(5) 競争入札執行の日時及び場所

(6) 競争入札の無効に関する事項

(7) その他競争入札に関し必要な事項

(競争入札の参加申請)

第5条 入札参加申請者は、前条の規定による公告(以下「公告」という。)において指定する日までに、市長に対して入札参加申請書〔要綱様式第1号〕を提出しなければならない。

2 前項の入札参加申請書には、公告において指定する書類を添付しなければならない。

(入札への質問)

第6条 入札参加申請者は、仕様書等に対して質問がある場合は、公告において指定する日までに、質疑応答書〔要綱様式第2号〕を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の質疑応答書を受理したときは、当該質疑応答書に回答を記載し、速やかに閲覧に供するものとする。

(入札参加申請者への審査結果の通知等)

第7条 市長は、第5条第1項の申請があったときは、資格の有無について審査を行い、当該入札参加申請者のすべてに対して、公告において指定する日までに、その結果を入札参加資格確認通知書〔要綱様式第3号〕により通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、入札参加資格を有しないとした者(以下「入札参加非資格者」という。)については、その理由を付するものとする。

(入札参加非資格者からの理由説明請求に関する審査)

第8条 入札参加非資格者は、市長に対し、公告において指定する日までに、入札参加資格の再審査を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求がなされたときは、当該請求の内容について審査し、その結果を再審査請求に関する審査結果通知〔要綱様式第4号〕により、速やかに回答するものとする。この場合において、市長は、当該請求の内容に正当な理由がないと認めた者については、その理由を付するものとする。

3 市長は、前項の審査において、当該請求の内容に正当な理由があると認めた者については、入札参加資格を有するものとして当該業務に係る競争入札に参加させるものとする。

4 市長は、第2項の審査を行うときは、新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託契約に関する検討委員会設置要領の規定に基づき設置する新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託契約に関する検討委員会の審議を経るものとする。

(入札参加資格の喪失)

第9条 第7条第1項又は前条第2項の規定により通知又は回答を受けた者のうち入札参加資格を有するとされた者(以下「入札参加資格者」という。)は、公告の日の翌日から競争入札の日までの間に入札参加資格を有しなくなったときは、当該業務に係る競争入札に参加することができないものとする。

(入札参加資格の喪失の通知)

第10条 前条の場合において、市長は、入札参加資格者に対して、入札参加資格喪失通知書〔要綱様式第5号〕にその理由を付して、速やかに通知しなければならない。

(入札)

第11条 入札参加資格者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ封書にし、所定の時間内に入札しなければならない。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加非資格者がした入札
 - (2) 一の競争入札について同一の入札者がした二以上の入札
 - (3) 入札者の記名押印のない入札
 - (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (5) その他、新潟市委託契約規則等に違反した入札
- (競争入札執行の延期、停止及び中止)

第13条 市長は、不正入札があると認められるとき又は天災地変その他の理由により競争入札を続行することが困難であると認めるときは、当該競争入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

(予定価格等)

第14条 予定価格は、競争入札に付する業務の委託費の総額について競争入札を執行する者がこれを定める。

2 市長は、競争入札の実施に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした入札参加資格者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設定するものとする。

(落札者の決定)

第15条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託に関する低入札取扱要領(以下「低価格取扱要領」という。)の規定により、落札者を決定するものとする。

2 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、初度の入札において、低入札価格取扱

要領第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、落札者とされなかった者は、再度の入札に参加することができない。

3 再度の入札は、1回に限りこれを行うことができる。

4 再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結するものとする。この場合において、再度の入札において低入札価格取扱要領第5条第1項の規定により、落札者とされなかった者と契約を締結することができない。

（契約締結の期間）

第16条 契約につき契約書を作成する場合においては、落札者は、落札の通知を受けた日から10日以内に契約書に記名押印しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす。

（入札保証金及び契約保証金の免除）

第17条 入札保証金及び契約保証金は免除するものとする。

（その他）

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月19日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年10月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年11月18日から実施する。

別表（第3条関係）

<p>(虚偽記載)</p> <p>1 入札加入申請書, 入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし, 契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>
<p>(過失による粗雑業務)</p> <p>2 新潟市が委託した廃棄物の収集又は運搬の業務の実施にあたり, 重大な過失により業務を粗雑にしたと認められるとき</p>
<p>(契約違反及び契約締結拒否)</p> <p>3 前号に掲げる場合のほか, 次の(1)又は(2)に該当するとき (1) 正当な理由がなく契約に違反し, 契約の相手方として不相当であると認められるとき (2) 正当な理由がなく, 契約を締結しなかったとき</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 新潟市が委託した廃棄物の収集又は運搬の業務の実施にあたり, 安全管理の措置が不適切であったため, 業務関係者以外の者(以下「公衆」という。)を死亡若しくは負傷させ, 又は公衆に損害を与えたと認められるとき 5 第4条(1)に規定する業務の実施にあたり, 安全管理の措置が不適切であったため, 公衆を死亡させ若しくは負傷させ, 又は公衆に損害を与えた当該事故が重大であると認められるとき</p>
<p>(業務関係者事故)</p> <p>6 本市が委託した廃棄物の収集又は運搬の業務の実施にあたり, 安全管理の措置が不適切であったため, 業務関係者を死亡又は負傷させたと認められるとき 7 第4条(1)に規定する業務の実施にあたり, 安全管理の措置が不適切であったため, 業務関係者を死亡又は負傷させた場合において, 当該事故が重大であると認められるとき</p>
<p>(贈収賄)</p> <p>8 入札参加申請者である法人の役員又は入札参加申請者の使用人が, 市職員に対する贈賄の容疑により逮捕されたとき 9 次の(1), (2)又は(3)に掲げる者が, 公共機関の職員に対する贈賄の容疑により公訴を提起されたとき (1) 入札参加申請者である法人の代表権を有する役員(代表権を有しない役員のうち代表権を有すると認めるべき肩書きを付したものを含む。以下「代表役員等」という。) (2) 入札参加申請者である法人の役員又はその営業所(常時委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。) (3) 入札参加申請者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」という。)</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>10 本市が委託した廃棄物の収集又は運搬の業務において, 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し, 契約の相手方として不相当であると認められるとき 11 第4条(1)に規定する業務において, 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し, 当該違反が特に悪質であると認められる(前号に掲げる場合を除く。)とき</p>

(談合)

1 2 本市が委託した廃棄物の収集又は運搬の業務に関し、入札参加申請者の役員又はこれらの使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき

(不正又は不誠実な行為)

1 3 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき

1 4 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められとき

(注)

- 1 第 4 号から第 7 号までに規定するもののいずれにおいても、次に掲げる場合は該当しないものとする。ただし、安全管理の措置が不適切であることが、事故の発生に相当程度寄与していると認められる場合は、この限りではない。
 - イ 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合
 - ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合
- 2 第 4 号及び第 6 号に規定する本市が委託した廃棄物の収集又は運搬の業務における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、本市が仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を受託者が適切に措置していない場合、又は本市の行った調査結果等により当該事故についての受託者の責任が明白となった場合とする。
- 3 第 5 号及び第 7 号に規定する第 4 条（1）に規定する業務における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、新聞報道、公表された事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての受託者の責任が明白であることが判断できる場合とする。
- 4 第 9 号における「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書きをいう。
- 5 第 13 号における「業務」とは、個人の私生活の行為以外の入札参加申請者の業務全般をいう。